中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち
実　用　化　研　究　開　発　事　業

平　成　２　０　年　度　公　募　要　領

計 画 書 受 付 期 間
平成２０年３月２６日(水)～平成２０年４月２５日（金）（１７：００締切り）

※中小企業・ベンチャー挑戦支援事業の通称は、「スタートアップ支援事業」です。
※事前相談等は、各経済産業局等にて上記期間前であっても随時受け付けます。
※受付時間は、各局に確認してください。
※持参、郵送等の場合とも、受付最終日の１７：００までに必着のこと。

受付先及び問い合わせ先　各　経　済　産　業　局　等
※詳細は、Ｐ．１４を参照してください。

平成２０年２月

経　済　産　業　省

本制度は、中小企業の新分野進出等の円滑化等を図ることを目的として、中小企業が行う実用化研究開発に要する経費について補助金を交付するとともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティングを一体的に実施するものです。

なお、本事業の実施は平成２０年度予算の国会での成立が前提となりますので、実際の交付決定及び執行は予算についての国会での成立日以降となります。

本説明資料は、下記ホームページにも掲載し、ダウンロードできますのでご利用ください。

中小企業庁ホームページ	http://www.chusho.meti.go.jp
北海道経済産業局ホームページ	http://www.hkd.meti.go.jp
東北経済産業局ホームページ	http://www.tohoku.meti.go.jp
関東経済産業局ホームページ	http://www.kanto.meti.go.jp
中部経済産業局ホームページ	http://www.chubu.meti.go.jp
近畿経済産業局ホームページ	http://www.kansai.meti.go.jp
中国経済産業局ホームページ	http://www.chugoku.meti.go.jp
四国経済産業局ホームページ	http://www.shikoku.meti.go.jp
九州経済産業局ホームページ	http://www.kyushu.meti.go.jp
沖縄総合事務局経済産業部ホームページ	http://ogb.go.jp/move

目　　次

Ⅰ　中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち
実用化研究開発事業について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
1．制　度　の　目　的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2．補　助　対　象　者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
3．補　助　対　象　事　業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
4．補　助　対　象　経　費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
5．補　　助　　率　　等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
6．申　請　手　続　等　の　概　要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
7．採　択　予　定　件　数　と　採　択　予　定　時　期　・・・・・・・・・　10
8．補　助　事　業　期　間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
9．補　助　事　業　者　の　義　務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
10．研　究　成　果　の　帰　属　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
11．サ　ポ　ー　ト　支　援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
12．技　　術　　区　　分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
13．そ　　の　　他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
Ⅱ　受付先及び問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
Ⅲ　計　画　書　の　様　式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
Ⅳ　記　　入　　要　　領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　34
Ⅴ　資　　料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　64
過去における申請件数及び採択件数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　64
参　　考　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　64
【参考1】中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち
事業化支援事業について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　64
【参考2】中小企業技術革新（ＳＢＩＲ）制度による
事業化支援について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　65
【参考3】中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業
における直接人件費の計算に係る実施細則　・・・・・・・・・・・・・・　67

Ⅰ　中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業について

１．制　度　の　目　的

本制度は、中小企業者が克服すべき技術的課題の解決のために新規の考案を行い、開発終了後速やかに当該技術を実施又は製品化することを目的として行う試験研究（以下、「研究開発」といいます。）に要する経費について補助金を交付するとともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に行うことにより、中小企業の技術開発及びその成果の事業化を促進し、もって中小企業の新分野進出等の円滑化等を図ることを目的としています。

２．補　助　対　象　者

本補助事業の補助対象者は以下のとおりです。

○中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者

○現在事業を営んでいない個人で、交付決定日より１ヶ月以内に中小企業基本法第２条に規定する中小企業者に該当する個人として創業予定の個人

○現在事業を営んでいない個人で、交付決定日より２ヶ月以内に中小企業基本法第２条に規定する中小企業者に該当する会社を設立予定の個人

○中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項に規定する中小企業団体（ただし、火災共済協同組合、信用協同組合及び同組合連合会並びに商工組合連合会を除きます。）

○特定の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が中小企業基本法第２条に規定する中小企業者である団体

○民法（明治２９年法律第８９号）第３４条に規定された社団法人又は財団法人であって、社団法人にあっては当該法人の直接又は間接の構成員の３分の２以上が中小企業基本法第２条に規定する中小企業者である団体、財団法人にあっては中小企業の振興に係る事業を行う団体

※　中小企業基本法第２条に規定する中小企業者とは、以下の者をいいます。

業　　種	資本金・従業員規模
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（以下のものは除きます。）	３億円以下又は３００人以下
卸　売　業	１億円以下又は１００人以下
サービス業	５,０００万円以下又は１００人以下
小　売　業	５,０００万円以下又は５０人以下

注：業種は、主たる事業として営む事業。
　　資本金は、資本の額又は出資の総額。
　　従業員は、常時使用する従業員。

ただし、以下の中小企業者は、補助対象者から除きます。

①　発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業(注)が所有している中小企業者。

②　発行済株式の総数又は出資価額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者。

③　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者。

（注）　大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
・大学

※　中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する中小企業団体とは、以下のものをいいます。ただし、火災共済協同組合、信用協同組合及び同組合連合会並びに商工組合連合会を除きます。

①　事業協同組合
②　事業協同小組合
③　協同組合連合会
④　企業組合
⑤　協業組合
⑥　商工組合

※　現在事業を営んでいない個人で、期限内（中小企業基本法第２条に規定する中小企業者に該当する個人として創業予定の場合は交付決定日から１ヶ月以内、中小企業基本法第２条に規定する中小企業者に該当する会社を設立予定の場合は交付決定日から２ヶ月以内）に創業又は会社設立がなされないときは、交付決定が取り消されますのでご注意下さい。また、現在事業を営んでいない個人の補助事業の遂行は、創業又は会社設立後には、中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業計画書に添付する「創業又は会社設立の計画書」に沿って創業した個人又は設立した会社において行う必要があります。

３．補 助 対 象 事 業

補助対象となる事業は、中小企業が自ら行う新製品、新技術に関する研究開発です。

ただし、以下の場合は、補助対象となりません。

①研究内容が既に他において完成されたものと同一のものとみなされる場合。
②申請者が研究開発の全部又は大部分を他に委託する場合。
③当該研究開発目的以外の機械、器具等の購入（設備投資）のための申請とみなされる場合。

４．補 助 対 象 経 費

補助対象となる経費は、次の①～⑨に掲げる研究開発に要する経費です。

① 原材料及び副資材の購入に要する経費
② 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
※対象となる構築物は、簡易なものに限ります。
③ 機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
④ 外注加工・検証等に要する経費
※以下に掲げる経費が対象となります。
・研究開発に必要な原材料等の再加工及び設計等を外注する場合に要する経費
・技術課題の解決のために支援機関に分析・検査等を依頼する場合及び、支援機関に設置されている機器・設備等を使用して分析・検査等を行う場合に、支援機関に支払われる経費
※支援機関とは、以下にあげるもののうち、中小企業が技術の事業化を図る上で解決すべき技術課題に対し、専門技術的な見地から、有効な解決方策を提案・支援することができるものとします。
○地方公共団体が設置する試験研究機関（地方独立行政法人化した試験研究機関を含む。以下、「公設試」といいます。）
○独立行政法人産業技術総合研究所　等　国の研究機関である独立行政法人

※支援機関に支払われる経費において、支援機関が機器・設備等を購入することはできません。

⑤　技術指導の受入れに要する経費

※本経費は、当該研究開発を自ら行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合に技術者等に支払われる経費及び、産業財産権(工業所有権)の導入が必要となる場合に、所有権者等に支払われる経費（実施許諾料等）です。

⑥　研究開発委託に要する経費

※以下の場合のみ、本経費の対象となります。

・中小企業者の団体が行う研究開発の場合であって、その団体の構成員である中小企業者に研究開発を委託する場合

（補助対象経費として認められるのは、補助対象経費総額の３分の２を超えない額とします。）

・技術課題の解決のために、支援機関に研究開発の一部を委託する場合

（補助対象経費として認められるのは、補助対象経費総額の３分の１を超えない額とします。）

※支援機関に支払われる経費において、支援機関が機器・設備等を購入することはできません。

⑦　直接人件費

※本経費については、研究開発に直接従事する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）の研究開発業務時間に対応する人件費に限ります。

※原則、健康保険等級（【参考３】中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業における直接人件費の計算に係る実施細則）に基づく人件費単価に基づいて算定するものとします。

⑧　特許取得費

※本経費は、研究開発と密接に関連し、研究開発成果の事業化に当たり必要となる特許権の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料などの経費（注）が補助対象となります。また、補助対象経費として認められるのは、補助対象経費総額の３分の１を超えない額までとします。

（注）１．特許権の取得に要する経費のうち、以下の経費については補助対象とはなりません。

ⅰ．日本の特許庁に納付される特許出願手数料、審査請求料及び特許料

ⅱ．拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費

２．補助事業終了日までに出願手続きを完了していることが公的機関の書類等で確認できない場合には、当該費用は補助対象とはなりま

せん。

3．弁理士の手続代行費用を補助対象とする場合には、補助事業期間中に契約が締結されていることが必要です。

4．他の制度により特許権の取得について支援を受けている場合は、特許取得費の申請をすることはできません。

5．補助事業年度以前に研究開発を行った技術のうち、補助事業と密接に関連するものに係る特許権の取得に要する経費も対象となります。

⑨　その他特に必要と認める経費

※本経費は①～⑧以外で、所轄する経済産業局長（沖縄県の場合は「内閣府沖縄総合事務局長」）が特に必要と認める経費とします。

5．補　助　率　等

補助率は、補助対象経費の３分の２以内です。

補助限度額は、１件当たり　２，０００万円です。

（ただし、下限は１００万円）

6．申請手続等の概要

①　申請受付先及び問い合わせ先

補助事業の主たる実施地を所轄する各経済産業局等

（P.13参照）

②　受付期間　　平成２０年３月２６日（水）

～平成２０年４月２５日（金）（１７：００必着）

③　提出書類　　表１：提出書類(P.８参照)のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

なお、提出書類等の返却は致しません。

④　評　　価　　提出書類等について外部委員を含む評価委員会で評価（技術・事業化）を行いますので、表２：評価内容（P.９参照）を参考にして提出書類を作成してください。

⑤　通　　知　　評価結果（採択又は不採択）について、後日、各経済産業局

等から申請者あて通知します。
その結果、採択となった方は、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

⑥ 公　　表　原則として、採択となった場合には、企業名、代表者名、事業テーマ、住所、業種、設立年、資本金、従業員数、電話番号、補助金額、交付年度（交付決定日）を公表します。

⑦ そ の 他　・同一企業が類似内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業と併願している場合等には、採択時に調整する可能性があります。
・採択された場合であっても、予算の都合により補助金額が減額される場合があります。

表１：提出書類

提　　出　　書　　類	様式	必須の別
補助事業計画書（表紙）	P. 15	○
創業又は会社設立の計画書 ＊現在事業を営んでいない個人の場合は添付してください。	P. 16	
①補助事業計画書（別紙１）	P. 17	○
②補助事業に係る内容説明書（別紙２） ＊試作品の仕様書及び図面（三面図、見取図）は内容等がわかる程度に簡略化し、用紙サイズがＡ４を超える場合にはＡ４に縮小したものとしてください。 ＊中小企業者の団体が構成員に委託する場合は、委託先（構成員）の概要（パンフレット等）を添付してください。さらに、中小企業者の団体が構成員に委託する場合で、当該中小企業者の団体に法人格がある場合には、構成員であることの証明を添付してください。 ＊支援機関に分析・検査等を依頼する場合及び、支援機関に設置されている機器・設備等を使用して分析・検査等を行う場合は、当該支援機関の概要（パンフレット等）を添付してください。	P. 18～P. 22	○
ⅰ. 株主等一覧表（別紙２の別添１）	P. 23	○
ⅱ. 経営状況表（別紙２の別添２）	P. 25	○
ⅲ. 過去２年間の貸借対照表、損益計算書	－	○
ⅳ. ビジネスプラン（別紙２の別添３）	P. 26～P. 27	○
ⅴ. 推薦書（別紙２の添付４）	P. 28～P. 29	○
③技術導入計画書（別紙３） 指導者の履歴書（別紙３の別添） ＊技術指導受入費を申請する場合は添付してください。	P. 30 P. 31	
④支援機関への研究開発委託に係る計画書（別紙４） 支援機関の概要（パンフレット等）（別紙４の別添） ＊研究開発委託費のうち、支援機関への委託費を申請する場合は添付してください。	P. 32	
⑤特許取得計画書（別紙５） 取得に要する経費の内訳が確認できる書類及び内訳金額の根拠となる書類（特許事務所の基準価格表等）（別紙５の別添） 出願（取得）済みの場合は、当該手続きが確認できる資料（別紙５の別添） ＊特許取得費を申請する場合は添付してください。	P. 33	
２．会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット ＊事業活動の確認のため、必要に応じて法人登記簿謄本等の提出を求める場合があります。	－	○

【提出部数】　○印の付いている書類は申請に必須です。書類に不備がある場合は受け付けができない場合がありますので、御注意ください。

合計９部（正１部　写し８部）

【注意事項】①P. 34～の記入要領を参考に記入してください。
②添付資料は必要なものに限ってください。
なお、添付資料についても写し８部が必要です。
③貸借対照表等の財務諸表作成が困難な場合は、事前に相談してください。
④用紙サイズは原則Ａ４で統一し、片面印刷で総数２０枚程度（パンフレットを除く）にしてください。
⑤また、提出書類（パンフレット含む）は左側に縦２穴を開け、左上１個所でクリップ止め（ホッチキス止め不可）してください。

表２：評価内容

評価項目	評価内容
1　技術評価	①研究内容に新規性及び研究要素があるとともに要素技術(技術導入を含む。)の内容が十分かどうか。 ②研究開発のための体制及び技術的能力(大学や支援機関等からの技術指導を含む。)を有しているか。 ③研究の方法・規模が適当かどうか。 ④研究開発成果が速やかに実用化が見込まれるものかどうか。
2　事業化評価	①ビジネスプランの新規性・独創性・優位性・将来性が高いものかどうか。 ②市場性及びそれに基づく事業化目標（売上・利益計画）が妥当であり、実現可能性が高いものかどうか。 ③資金調達能力・経営能力・経理処理能力等の経営的基礎力が十分かどうか。 ④社会性・経済性が優れているものかどうか。

７．採択予定件数と採択予定時期

技術区分：一般　　約３０件

技術区分：省エネルギー　約１０件

採択予定時期：７月下旬

８．補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から平成２１年３月３１日までとなります。

９．補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

① 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

② 補助事業の交付年度中間の遂行状況について、報告しなければなりません。

③ 補助事業を完了した場合又は会計年度終了後１０日以内に実績報告書を提出しなければなりません。

④ 補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権及び意匠権等の産業財産権（工業所有権）等の出願又は取得を補助事業年度又は補助事業年度の終了後５年以内に行った場合及び補助事業において特許権の取得に係る補助金交付を受けた場合には、補助事業年度の終了後５年間の当該産業財産権（工業所有権）等の取得等状況について、当該年度を含む毎年度終了後３０日以内に産業財産権等報告書を提出しなければなりません。

⑤ 交付年度終了後の５年間、各年における補助事業成果の企業化状況を報告するとともに補助事業に関係する調査の協力をしなければなりません。

⑥ 補助事業の成果の事業化又は産業財産権（工業所有権）等の譲渡又は実施権設定並びに許諾及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を国に納付（納付額は補助金額が限度です。）しなければなりません。

⑦ 補助事業者は、補助事業年度終了後、その研究成果を発表しなければなりません。

⑧　補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。（他の用途への使用はできません。）

経済産業大臣が別に定める期間以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。（補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。）

また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。なお、目的外使用する場合の財産処分については、当該財産の「簿価相当額」を収入額とみなし、その一部を国に納付しなければなりません。

⑨　交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（注）を減額して申請しなければなりません。

ただし、申請時において、当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請してください。

なお、消費税仕入控除税額が確定した場合には、各経済産業局長（沖縄県の場合は「内閣府沖縄総合事務局長」）に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。

（注）仕入控除税額とは：

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしています。この消費税相当額を「仕入控除税額」といいます。

⑩　補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後５年間保存しなければなりません。

１０．研究成果の帰属

補助事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合は、それらの権利は補助事業者に帰属します。

１１．サ　ポ　ー　ト　支　援

本制度は、中小企業の新分野進出等の円滑化等を図ることを目的として、実用化研究開発に対する補助とともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に行うものです。そのため、補助事業の実施に当たっては、研究開発又はその成果の事業化のための課題（経営上の課題等を含む。）を明確化し、支援の方針等を確認するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する中小企業・ベンチャー総合支援センターが行うヒアリングを受けていただきます。

１２．技　　術　　区　　分

本制度では、研究開発の内容によって技術区分が一般と省エネルギーに分けられ、各々の枠内で評価し、採択を決定します。技術区分は、補助事業の技術分類がエネルギーで、かつ、使用エネルギー削減量が原油換算5,000KL/年以上なら省エネルギー、それ以外なら一般となります（P.36、P.47参照）。

１３．そ　　の　　他

① 補助金の支払いについては、通常は翌年度４月１０日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。特に必要と認められる場合、年度の途中での事業の進捗状況を確認し、経費（支出行為）の発生を確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われる（概算払い）場合もあります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

② 補助事業の進捗状況確認のため、各経済産業局等が実地検査に入ることがあります。

③ 原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。

また、補助事業終了後、当該年度に係る総勘定元帳等が作成された時点で、当該総勘定元帳等についても確認を行います。確認の結果、不適切な会計処理が認められた場合については、当該箇所に係る補助金額を返還いただくこともあります。

④ 補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

⑤ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

⑥　研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成１９年１２月２６日経済産業省策定）に基づき、経済産業省は資金配分機関として、本事業の補助対象者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、補助事業者には、告発窓口の設置や本事業についての告発があった場合の調査をお願いすることがあります。また、本事業及び他府省の事業を含む他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、補助金の返還、不正行為に関与した者などに対する補助金への応募制限、他府省を含む他の資金配分機関への不正行為に関する措置等の情報提供による他の国の研究資金における事業への応募制限、不正内容の公表等の措置を講じることがあります。

※　「研究活動の不正行為への対応に関する指針」の詳細については、次のホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html

Ⅱ　受付先及び問い合わせ先

各 経 済 産 業 局 等

名称及び担当課	所　　在　　地	電　　話	所轄する都道府県名
北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第１合同庁舎	011-709-5441	北海道
東北経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第１合同庁舎	022-215-7297	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
関東経済産業局 地域経済部 技術振興課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同 庁舎１号館	048-600-0287	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、長野 山梨、静岡
中部経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2774	愛知、岐阜、三重、 富山、石川
近畿経済産業局 地域経済部 技術課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎１号館	06-6966-6017	福井、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、 和歌山
中国経済産業局 地域経済部 次世代産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎２号館	082-224-5680	鳥取、島根、岡山、 広島、山口
四国経済産業局 地域経済部 新規事業課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8521	徳島、香川、愛媛、 高知
九州経済産業局 地域経済部 技術振興課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5465	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7 ※３月２４日以降は下記までお願いします。 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第２地方合同庁舎２号館	098-866-0067 ※３月２４日以降は次の番号にお願いします。 098-866-1730	沖縄

Ⅲ 計画書の様式

平成　　年　　月　　日

殿

申請者住所 〒

申請者氏名　　印

連絡担当者

電話番号

ＦＡＸ

E-mail

中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業計画書

中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業に係る補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

記

・補助事業計画書　（別紙１のとおり）
・補助事業に係る内容説明書　（別紙２のとおり）
・技術導入計画書　（別紙３のとおり）
・支援機関への研究開発委託に係る計画書（別紙４のとおり）
・特許取得計画書　（別紙５のとおり）

（注１）研究開発の実施に当たり技術導入等を行う場合は、別紙３として「技術導入計画書」を添付してください。
（注２）技術課題の解決のために、支援機関に研究開発の一部を委託する場合は、別紙４として、「支援機関への研究開発委託に係る計画書」を添付してください。
（注３）特許取得費の申請を行う場合は、別紙５として「特許取得計画書」を添付してください。

（計画書の別添）

＊現在事業を営んでいない個人の場合

創業又は会社設立の計画書

起業の形態	創業　・　会社設立 （どちらかを○で囲んでください。）
開業・法人設立日（予定）	交付決定日から　　ヶ月以内
資本金（予定）	
出資者数（予定）	
役員・従業員数等（予定）	
現在の職業	
主たる業種（予定）	

別 紙 1

補 助 事 業 計 画 書

<table>
<tr><td>研 究 開 発 題 目</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>補助事業の技術分類</td><td colspan="2"></td><td>技術区分</td><td colspan="2">一般 ・ 省エネルギー</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申 請 者</td><td rowspan="2">名称
電話（ ）
FAX （ ）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ
（ ）</td><td>資本金
出資金</td><td>千円</td><td>従業員数</td><td>人</td></tr>
<tr><td>主たる
業 種</td><td></td><td>設 立 年</td><td>年</td></tr>
<tr><td>研究開発の実施場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>研 究 開 発 の 目 的</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>研 究 開 発 の 内 容
及 び 規 模</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>研 究 開 発 の 成 果
及びその事業化
の見込み</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>研 究 開 発 の 日 程</td><td colspan="5">開始予定 平成 年 交付決定日以降
完了予定 平成 年 月 日</td></tr>
<tr><td>研 究 開 発 費</td><td colspan="5">補助事業に要する経費 円 〔補助金交付申請予定額 円〕</td></tr>
</table>

別 紙 2

補助事業に係る内容説明書

1．申 請 者 の 概 要

事 業 の 内 容：

株主等一覧表：別添１のとおり

経 営 状 況 表：別添２のとおり

2．研 究 開 発 の 概 要

(1) 主任研究者の役職名・氏名及び本研究開発従事者の役職名・氏名

主 任 研 究 者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究開発従事者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2) 他からの指導者又は協力者

所属団体名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役職名・氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指導又は協力を受ける事項：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3) 研究開発の目的

(4) 研究開発の内容及び規模

①現在まで行われている基礎となる研究（導入技術を含む。）

②今後行おうとする研究開発の内容、規模及び方法

③研究開発の委託（中小企業者の団体が構成員に委託）の必要性等

※以下の場合のみ記入してください。

・中小企業者の団体が構成員に委託する場合

④検証依頼等の必要性等

※以下の場合に記入してください。

・技術課題の解決のために支援機関に分析・検査等を依頼する場合及び、支援機関に設置されている機器・設備等を使用して分析・検査等を行う場合

(5) 研究開発の資金計画

①資 金 支 出 内 訳

区　　分	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業に要する経費 (円)	補助対象経　費 (円)	補助金交付申請予定額 (円)	備　　考
原 材 料 費									
	計								
構 築 物 費									
	計								
機 械 装 置 ・ 工 具 器 具 費									
	計								
外注加工・検証費									
	計								
技術指導受入費									
	計								
研究開発委託費									
	計								
直 接 人 件 費									
	計								
特 許 取 得 費									
	計								
その他の経費									
	計								
	合計								

②資 金 調 達 内 訳

区　　分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
自　己　資　金		
借　　入　　金		
補　　助　　金		
そ　　の　　他		
合　　計　　額		

③補助金相当額の手当方法

区　　分	補助金相当額（円）	資金の調達先
自　己　資　金		
借　　入　　金		
そ　　の　　他		
合　　計　　額		

④補助事業の経理担当者の役職名・氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3．研究開発の成果

4．研究開発の成果の事業化の計画
ビジネスプラン：別添３のとおり

５．外部の専門家による推薦

推薦書：別添４のとおり

６．研究開発に係る補助金又は委託費の交付を受けた実績等(申請中･申請予定を含む。)

７．使用エネルギー削減量の見通し（技術区分が一般の場合は記入不要です。）

(1)既存技術でのエネルギー使用量（Kl／年）

(2)開発技術を用いた場合のエネルギー使用量（Kl／年）

(3)エネルギー削減量（Kl／年）

(4)エネルギー削減率（％）

（別紙２の別添１）

株　主　等　一　覧　表

（平成　　年　　月　　日現在）

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

《①株　主　等》

株　主　名 出 資 者 名	住　　所	持株数 出資価額	比　率	備　　考

《②法人株主等》

①の株主（出資者）のうち、法人株主について、以下の表に記入してください。

株主（出資）企業名	大企業・中小企業区分 （○）を記入	資本金額	従業員数	主たる業種
	大企業　・　中小企業	千円	人	
	大企業　・　中小企業	千円	人	

《③役　　員》

役　職　名	氏　　名	住　　所

《④役員の兼務》

③の役員が、他社の役員又は職員を兼務している場合は、以下の表に記入してください。

役員の氏名	企業名	大企業・中小企業 区分　（○）を記入	資本金額	従業員数	主たる業種	役職名
		大企業・中小企業	千円	人		

（別紙２の別添２）

経　営　状　況　表

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：千円）

期別 / 項目	第　　期 年　月　日から 年　月　日	第　　期 年　月　日から 年　月　日
売　上　高　A		
経　常　利　益　B		
総　資　本　C		
自　己　資　本　D		
流　動　資　産　E		
流　動　負　債　F		
総資本経常利益率 $\frac{B \times 100}{C}$		
売上高経常利益率 $\frac{B \times 100}{A}$		
自己資本比率 $\frac{D \times 100}{C}$		
流　動　比　率 $\frac{E \times 100}{F}$		

（別紙２の別添３）

ビ　ジ　ネ　ス　プ　ラ　ン

ビジネスプランの概要について

1　新規性・独創性について
2　優位性・将来性について
3　社会性・経済性について

4　新産業創造戦略における戦略７分野との関連について
5　取引多様化について（下請事業者の場合のみ記入してください。）
6　市場性について ■主なターゲット・市場の規模 ■市場での競争力 ■売上げ及び利益計画
7　実現可能性について ■実施スケジュール ■実施場所 ■実施体制 ■リスクとその管理 ■ビジネスパートナー

（別紙２の別添４）

推　　薦　　書

平成　　年　　月　　日

殿

推　薦　者　住　所
氏　名　　印
電　話
ＦＡＸ
E-Mail

中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業に下記１が下記２について申請するに当たり下記３のとおり推薦します。

記

１　申請者

２　研究開発題目

３　推薦理由

4　推薦者の履歴

生年月日：昭和　　年　　月　　日（満　　歳）

（学　　歴）

（職　　歴）

（資　　格）

別 紙 3

技 術 導 入 計 画 書

申請者住所

氏名

技術の提供者	住所	
	氏名	
技術の指導者	住所	
	氏名	（略歴別添）
技術指導を受ける者	氏名	
技術の種類及び名称 産業財産権（工業所有権）の場合は、その種類、許可年月日、許可番号を含みます。		
契約（予定）日		
契約実施期間（始期及び終期）		
契約金額・方法及び期日		
技術導入の方法		
技術の概要		
当該研究開発における技術導入の役割		

（別紙３の別添）

履　　歴　　書

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日：昭和　　年　　月　　日生（　　歳）

現 住 所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（学　　歴）

（職　　歴）

（資　　格）

別 紙 4

支援機関への研究開発委託に係る計画書

申請者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委託する支援機関の概要	所在地	
	名　称	
	事業内容	
研究開発委託の内容		
研究開発委託の必要性		
研究開発の委託期間（始期及び終期）		
委　託　金　額		

別 紙 5

特 許 取 得 計 画 書

取得予定技術の題名	
取得に関する責任者の団体名・役職名及び氏名（弁理士の場合は登録番号及び氏名）	
取得に要する経費の総額・支払方法及び期日	総額　　円 年　月　日
取得に要する経費のうち補助対象として希望する金額	総額　　円
取得予定技術の概要	
取得予定技術と補助事業との密接な関連性に関する説明	
出願（取得）済みの場合は登録番号及び出願（取得）日	登録番号 出願（取得）日　　年　月　日

「特許取得計画書」に係る証明

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が取得を計画している上記の取得予定技術について、下記の条件を満たすものであることを証明します。

記

・補助事業期間内に確実に出願手続きが完了するものであること。
・取得予定技術と補助事業が密接な関連性を有していること。

平成　　年　　月　　日

殿

弁理士　氏　　名　　印
登録番号
住　　所
電話番号

Ⅳ 記 入 要 領

平成　　年　　月　　日

※提出する年月日を記入します。

○○経済産業局長　殿
（沖縄県の場合は、「内閣府沖縄総合事務局長殿」）
※補助事業の主たる実施地を所轄する経済産業局等の名称を記入します。

申請者住所　〒100-8133
東京都千代田区○○○1-3-3
申請者氏名　○○○○株式会社
代表取締役　○○○○　代表者印
連絡担当者　職　　名　研究開発部長
氏　　名　○　○　○　○
電話番号　○○-○○○○-○○○○
ＦＡＸ
E-mail

中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業 計画書

中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業に係る補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

記

・補助事業計画書　（別紙１のとおり）
・補助事業に係る内容説明書　（別紙２のとおり）
・技術導入計画書　（別紙３のとおり）
・支援機関への研究開発委託に係る計画書（別紙４のとおり）
・特許取得計画書　（別紙５のとおり）

（注１）研究開発の実施に当たり技術導入等を行う場合は、別紙３として「技術導入計画書」を添付してください。
（注２）技術課題の解決のために、支援機関に研究開発の一部を委託する場合は、別紙４として、「支援機関への研究開発委託に係る計画書」を添付してください。
（注３）特許取得費の申請を行う場合は、別紙５として「特許取得計画書」を添付してください。
（注４）現在事業を営んでいない個人で、交付決定日より１ヶ月以内に中小企業基本法第２条に規定する中小企業者に該当する個人として創業予定の個人又は現在事業を営んでいない個人で、交付決定日より２ヶ月以内に中小企業基本法第２条に規定する中小企業者に該当する会社を設立予定の個人として申請する場合は、創業又は会社設立の計画書を添付してください。

（計画書の別添）

＊現在事業を営んでいない個人の場合

創業又は会社設立の計画書

起業の形態	創業　・　会社設立 （どちらかを○で囲んでください。）
開業・法人設立日（予定）	交付決定日から１ヶ月以内 （創業の場合は開業予定日として「交付決定日から１ヶ月以内」、会社設立の場合は法人設立予定日として「交付決定日から２ヶ月以内」と記載してください。
資本金（予定）	１，０００万円
出資者数（予定）	２名
役員・従業員数等（予定）	役員２名、従業員２名
現在の職業	会社員
主たる業種（予定）	2642:金属加工機械製造業 （日本標準産業分類の細分類項目を参考に選択）

（注）日本標準産業分類については、総務省統計局ホームページ（http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/3.htm）で確認することができます。平成２０年４月に第１２回改訂が予定されていますが、第１１回改訂（平成１４年３月改訂）の分類にて記入をしてください。

別 紙 1

補 助 事 業 計 画 書

<table>
<tr><td>研 究 開 発 題 目</td><td colspan="5">複合材料のプレス成形法に関する研究</td></tr>
<tr><td>補助事業の技術分類</td><td colspan="2">エネルギー
（ライフサイエンス,情報通信,ナノテクノロジー･材料,環境,製造技術,エネルギー,　その他の中から１つ選択）</td><td>技術区分</td><td colspan="2">~~一般~~・省エネルギー
（技術分類がエネルギーで、かつ、使用エネルギー削減量が原油換算5,000KL/年以上なら省エネルギー、それ以外は一般を選択）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申　　請　　者</td><td rowspan="2">○○○○株式会社
代表取締役　○○○○
電話　(00-0000-0000)
fax　(00-0000-0000)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ
(http://www.000.co.jp)</td><td>資本金
出資金</td><td>４３，０００千円</td><td>従業員数</td><td>１３０人</td></tr>
<tr><td>主たる業　種</td><td>2642:金属加工機械製造業
（日本標準産業分類の細分類項目を参考に選択）</td><td>設 立 年</td><td>１９７６年</td></tr>
<tr><td>研究開発の実施場所</td><td colspan="5">◎　東京都千代田区○○1-3-3 ○○工場内
Tel　○○-○○○○-○○○○
○　東京都西東京市○○○　○○工場内
Tel　○○-○○○○-○○○○
★　２ヶ所以上の場合はすべてを記入するとともに、主たる実施場所に◎のマークをつけてください。</td></tr>
<tr><td>研 究 開 発 の 目 的</td><td colspan="5">近年、複合材料が多様化されてきているが、その中でも自動車・家電分野ではとくに、プラスチックと金属の複合化により軽量化が図られてきているが、成形法が確立されていないため量産化できない現状である。
本研究では、熱可塑性樹脂の板と金属板（微細孔のあるもの）をサンドイッチ構造として、プレス成形加工を行うための温度等について検討し、生産性の向上を図ることを目的としている。
★　研究開発の目的及びなぜこの研究を必要とするのかについて記入してください。</td></tr>
<tr><td>研 究 開 発 の 内 容 及　び　規　模</td><td colspan="5">熱可塑性樹脂としてＡＢＳ樹脂を使用し、この樹脂板で細孔をあけた金属板をサンドイッチした状態で加熱、ロール圧着した後、熱間プレス成形を行う。
本計画では、次の項目について研究し、量産化の条件を確立する。
1.金属板の細孔の大きさと強度・圧着性の関係について
2.ロール成形及びプレス成形における温度、送り速度、荷重について
3.細孔加工機、ロール加工機、温度制御金型の試作
4.圧着からプレス成形までの一工程化するための自動制御装置の検討
5.製品の強度等について
製品規模は、細孔加工機１台、ロール加工機１台、温度制御金型３基を試作し実証テストを行う。それぞれの試作機は、実規模の1/20であり、プレス機については所有設備を使用する。
★　内容及び規模について記入してください。</td></tr>
<tr><td>研 究 開 発 の 成 果 及びその事業化の見込み</td><td colspan="5">材料の多様化にともない、高機能材料のニーズが高まっており、今回の成果により樹脂の機能を生かしてさらに高強度、耐衝撃性を高めた素材として活用でき、自動車、家電等の分野への販路が拡大できる。
また、本研究の成果は生産性向上のための基礎として技術的な波及効果も期待している。
★　どの程度の製品の品質向上となるか、事業化の計画や対象とする市場などについて簡潔に記入してください。</td></tr>
<tr><td>研 究 開 発 の 日 程</td><td colspan="5">開始予定　　平成　２０年　交付決定日以降
完了予定　　平成　２１年　　３月　３１日
★　この制度は単年度の補助ですから計画はその点に注意してください。</td></tr>
<tr><td>研　究　開　発　費</td><td colspan="5">補助事業に要する経費　59,402,950円　〔補助金交付申請予定額　19,340,000円〕
★　金額は別紙２の資金支出内訳の「補助事業に要する経費」「補助金交付申請予定額」と同じになるように記入してください。</td></tr>
</table>

（注１）日本標準産業分類については、総務省統計局ホームページ（http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/3.htm）で確認することができます。平成２０年４月に第１２回改訂が予定されていますが、第１１回改訂（平成１４年３月改訂）の分類にて記入をしてください。
（注２）専門用語、略語等については、簡単な注釈を入れてください。
（注３）様式が用紙１枚に収まるよう簡潔かつ明瞭に記入してください。

別 紙 2

補助事業に係る内容説明書

1．申 請 者 の 概 要

事 業 の 内 容：別添パンフレットのとおり。

※ 事業概要を確認できるパンフレット等がない場合は、事業の内容を記入してください。

株主等一覧表：別添１のとおり

経 営 状 況 表：別添２のとおり

2．研 究 開 発 の 概 要

(1) 主任研究者の役職名・氏名及び本研究開発従事者の役職名・氏名

主 任 研 究 者：技術部○○課長　　○○　○○

研究開発従事者：技術部○○課チーフ　○○　○○

技術部○○課　　○○　○○

技術部○○課　　○○　○○

技術部○○課　　○○　○○

(2) 他からの指導者又は協力者

所属団体名：　○○公設試験研究機関

役職名・氏名：　○○開発部長　　○○　○○

指導又は協力を受ける事項：　○○に関する技術シーズの提供

※ 技術指導の受入れに係る経費を補助対象とする場合には、「技術導入計画書（別紙３）」を記入してください。

(3) 研究開発の目的

記入のポイント（Ⅰ）
(ｲ) 従来の品物はどのような品物であって、どのような品質（性能、成分等）を有しており、どこで、どのように使用されているか説明してください。
(ﾛ) 従来の品物の技術的欠陥及び経済的欠陥はどこにあるのかなどを具体的事例や数値を用いて説明してください。
(ﾊ) 本研究開発による新技術等は、従来の製品の技術的及び経済的欠陥をどのように改善できるか、数値などを用いて具体的に説明してください。
(ﾆ) 新技術の開発を行うのに、なぜ本研究が必要なのか、その理由を説明してください。

記入のポイント（Ⅱ）
(ｲ) 従来の工程はどのような工程で、どのような技術を用いて、どのような製品をどのくらい製造しているのかなどを説明してください。
(ﾛ) 従来の工程のどこに、どのような技術的及び経済的欠陥があり、製品の品質や経済性にどのような影響を与えているかなどを具体的事例や数値を用いて説明してください。
(ﾊ) 本研究開発により、従来の工程がどのように改善できるか、数値などを用いて具体的に説明してください。
(ﾆ) 従来の工程の改善を行うのに、なぜ本研究開発が必要か、その理由を説明してください。

なお、この研究開発と類似する内外の技術との相違点あるいは関連する内外特許の存在状況を含めて記入してください。

(4) 研究開発の内容及び規模

①現在まで行われている基礎となる研究（導入技術を含む。）

記入のポイント
今後行おうとする研究開発の基礎となる研究の実績について
(ｲ) 研究題目
(ﾛ) 研究内容（どのような内容の研究を行ったのか、研究項目をあげて項目ごとに説明してください。）
(ﾊ) 研究の期間（いつからいつまでの間に行ったか説明してください。）
(ﾆ) 研究の実施場所及び研究担当者
(ﾎ) 所要経費（基礎研究に要した経費）
(ﾍ) 研究の規模（基礎研究の規模を記入し、この規模で行われた理由を説明してください。）
(ﾄ) 成果（基礎研究による成果を図表、写真、数値、図面等を用いて具体的に説明してください。）
(ﾁ) 技術導入、研究協力の状況（技術導入については、当該技術の所有権者等について記入してください。また、大学や公設試からの技術協力の状況がある場合には、その内容についても記入してください。）

なお、補助事業の交付に当たっては、基礎研究が十分に行われていなければなりません。説明不足にならないよう詳細に記入してください。

②今後行おうとする研究開発の内容、規模及び方法

★記入に当たっての留意事項

・事業の評価を行う上で非常に重要なところです。詳細に記入してください。

・試作機械又は試作品の仕様書、図面（三面図、見取図）を必ず添付してください。

記入のポイント

今後行おうとする研究開発について

(ｲ) 研究項目及びスケジュール（どのような項目について、いつ研究するのか記入してください。）

（例）１．　～　の反応条件（温度、圧力）（研究期間○月～○月）

２．　～　の混合条件（比率、温度）（研究期間○月～○月）

３．　～　の添加条件（投入時間）　（研究期間○月～○月）

※本制度は単年度の制度であるため、研究期間設定の際には注意してください。

(ﾛ) 研究内容及び方法（どのような内容をもった研究を、どのような方法で研究するのか。また、どのような設備及び材料を使用して研究するのかを(ｲ) の研究項目毎に詳細に記入してください。）

(ﾊ) 研究規模（試作数量、反応容量等の規模のほか、研究計画上の大きさ、たとえば反応の回数などについても記入してください。）

(ﾆ) 規模の理由（(ﾊ)の研究規模について、なぜこの規模で研究するのか、その理由を記入してください。）

(ﾎ) 研究の実施場所（実施場所が２ヶ所以上ある場合は、すべて記入し、主たる実施場所を明確にする。また、実施場所が自社所有地以外の場合は、会社との関係を明らかにしてください。）

(ﾍ) 成果の目標（補助事業期間が終了した時点において期待する成果の目標を技術的目標及び経済的目標に分けて数値等を用いて具体的に記入してください。）

(ﾄ) 技術指導の内容（技術指導を受ける場合、指導を受ける研究項目及び指導を受ける内容を記入してください。）

(ﾁ) 産業財産権（工業所有権）の導入（産業財産権（工業所有権）の導入がある場合は、導入の役割及びその内容について記入してください。）

③研究開発の委託（中小企業者の団体が構成員に委託）の必要性等

※以下の場合のみ記入してください。

・中小企業者の団体が構成員に委託する場合

※委託研究の内容、必要性及び全体計画に対する位置づけを明確にしてください。また、委託先の概要を添付してください。さらに、法人格のある団体の場合には、構成員であることの証明を添付してください。

※技術課題の解決のために、支援機関に研究開発の一部を委託する場合は、「支援機関への研究開発委託に係る計画書（別紙４）」により所要事項を記入のうえ、補助事業計画書に添付してください。

④検証依頼等の必要性等

※以下の場合に記入してください。

・技術課題の解決のために支援機関に分析・検査等を依頼する場合及び、支援機関に設置されている機器・設備等を使用して分析・検査等を行う場合

※評価・検証の内容、必要性及び全体計画に対する位置づけを明確にしてください。また、支援機関の概要（パンフレット等、パンフレット等がない場合は事業の内容を記入）を添付してください。

(5)研究開発の資金計画

①資 金 支 出 内 訳

区分	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業に要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金交付申請予定額 (円)	備考
原材料費	鋼材	JIS.G.3050SS45	kg	1000	750	787,500	750,000		購入 ○○商店
	〃	JIS.G.3302S45C	〃	300	500	157,500	150,000		〃 〃
	〃	JIS.G.3103SKD61	〃	300	1,300	409,500	390,000		〃 〃
	銅パイプ	JIS.H.3303 C2600T(φ8)	m	3	3,000	9,450	9,000		〃 〃
	ソレノイド	SL-○○○	個	12	3,000	37,800	36,000		〃 ○○電気
	シリンダー	CDQM ×××	〃	9	6,000	56,700	54,000		〃 〃
	薄板	△△材３m×20m	kg	300	900	283,500	270,000		〃 ○○商店
	ＡＢＳ樹脂	△種 1.5t	枚	30	6,000	189,000	180,000		〃 ○○化学
	小計					1,930,950	1,839,000		
機械装置・工具器具費	制御装置（プレス機用）	○○社製 ＳＬ-3000	台	1	3,000,000	3,150,000	3,000,000		購入○○製作所
	〃（ﾛｰﾙ加工機用）	○○社製 RM-135	〃	1	1,500,000	1,575,000	1,500,000		〃 〃
	パソコン	○○社製 ＰＤ-9800	〃	1	2,000,000	2,100,000	0		〃 ○○商会
	プリンター	○○社製 ＰＤ-9900	〃	1	900,000	945,000	0		〃 〃
	操作盤	○○社製 ＱＣＳ-35	〃	2	1,200,000	2,520,000	2,400,000		〃 〃
	冷却機	○○社製 ＴＳ-△△△△	〃	1	100,000	105,000	100,000		借用
	万能試験機	○○社製 ＰＳ-△△△△	〃	1	150,000	157,500	150,000		〃
	硬度計	○○社製 K-△△△	〃	1	8,000,000	8,400,000	0		購入 ○○計測
	分光光度計	○○社製 ＢＫ-△△△△	〃	1	12,000,000	12,600,000	0		〃 〃
	顕微鏡	○○社製 ＣＳ-△△△△	〃	1	5,000,000	5,250,000	0		〃 〃
	治具	金型加工用	〃	1	1,000,000	1,050,000	1,000,000		購入○○鉄工所
	小計					37,852,500	8,150,000		
外注加工費	鋼材細孔加工	△△㎜ φ0.3	件	25	200,000	5,250,000	5,000,000		**工業
検証費	依頼分析	強度評価	回	15	10,000	157,500	150,000		○○工業技術センター
	小計					5,407,500	5,150,000		
技術指導費	○○ ○○		時間	100	20,000	2,100,000	2,000,000		
受入	小計					2,100,000	2,000,000		
委託開発費	特殊金具	本体	台	1	1,000,000	1,050,000	1,000,000		△△工業 (注意) 団体のみ
研究	委託研究	相関関係分析及び最適化	件	1	3,000,000	3,150,000	3,000,000		○○工業技術センター
	小計					4,200,000	4,000,000		
直接人件費	△△ △△	○○研究 28歳	時間	1,200	3,900	4,680,000	4,680,000		
	□□ □□	△△試験 33歳	時間	900	2,990	2,691,000	2,691,000		
	小計					7,371,000	7,371,000		
特許取得費			件	1	516,000	541,000	500,000		
	小計					541,000	500,000		
	合計					59,402,950	29,010,000	19,340,000	

《資金支出内訳記入上の注意》

＊　「種別」には、原材料名、構築物名、機械装置名、特許名等、それぞれの品名等を記入してください。

＊　「仕様」には、それぞれの型式、性能、構造等を記入してください。

＊　「単位」には、それぞれの物の算出単位（kg、ﾘｯﾄﾙ、缶、式、台、件、時間等）を記入してください。

＊　「補助事業に要する経費」とは、当該研究を遂行するのに必要な経費を意味し、ここでは数量に単価を乗じた金額に、消費税額を加算した金額を記入してください。
　金額については、見積りによる確認等できる限り正確な金額を記入してください。

＊　「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで、補助対象となる経費（消費税仕入控除税額を差し引いた金額）を記入してください。

＊　「補助金交付申請予定額」は「補助対象経費（消費税仕入控除税額を差し引いた金額）」の３分の２以内かつ「補助対象限度額」以内で記入し、千円未満は切捨ててください。
　申請時において、当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請を行い、消費税仕入控除税額が確定した時には、各経済産業局等に速やかに報告し、指示に従ってください。

＊　備考欄には、物件の購入先を記入してください。また、借用、修繕等の場合はその別も記入してください。なお、仕様、購入先等の備考欄に記入されている内容については、採択後に機種選定理由、相見積等において精査する必要がありますので、その内容が反映されるとは限りません。

＊　構築物、機械装置及び工具器具等については、購入、建造若しくは試作、改良、据付け、借用又は修繕の別を備考欄に記入してください。
　なお、購入物件については、その購入先を備考欄に記入してください。また、機械装置及び工具器具等を自社製造する場合は、木型、鋳物、鋼材等を原材料費に計上し、その内訳を仕様の欄に記入してください。

＊　交付決定以前の発注や購入をした物件は補助対象外とします。

＊　分析等機械装置（走査電子顕微鏡、粘弾性測定装置等）の購入は、原則として取得価格５０万円未満のものが補助対象です。

＊　機械装置及び工具器具等をレンタル契約等（契約の始期が補助事業開始前のもの、終期が補助事業終了後のものを含む。）で使用する場合は、補助対象期間分のみを按分比例により算出してください。

＊　汎用性があり目的外使用になり得るもの（例えば、パソコン、プリンタなどの購入やインターネット回線使用料）については補助対象外とします。

＊　中古品の購入は、原則として、中古市場等においてその価格設定の適正性が明確でない場合には補助対象外とします。

＊　補助対象経費のうち、産業財産権（工業所有権）等の導入に必要な費用及び技術指導の受入れに要する費用を補助対象として希望する方は、「技術導入計画書（別紙３）」により所要事項を記入のうえ、補助事業計画書に添付してください。

＊　産業財産権（工業所有権）等の導入（契約の始期が補助事業開始前のもの、終期

が補助事業終了後のものを含む。）を行う場合は、補助対象期間分のみを按分比例により算出してください。

＊　研究開発委託費は、以下の場合に必要となる経費のみ補助対象経費に計上できます。

・中小企業者の団体が行う研究開発の場合であって、その団体の構成員である中小企業者に研究開発を委託する場合（中小企業者の団体のみが補助対象経費に計上できます。）

・技術課題の解決のために、支援機関に研究開発の一部を委託する場合

＊　補助対象経費のうち、技術課題の解決のために、支援機関に研究開発の一部を委託する場合に必要な費用を補助対象として希望する方は、「支援機関への研究開発委託に係る計画書（別紙４）」により所要事項を記入のうえ、補助事業計画書に添付してください。

＊　直接人件費については、「種別」には具体的氏名を、「仕様」には研究職員、設計職員等の区分及び年令を、「数量」には時間数を、「単価」には時間給額を記入してください。

直接人件費の額の算定は、【参考３】中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業における直接人件費の計算に係る実施細則（P.67参照）に基づき、研究開発（注）に直接関与する者（以下「研究関係従事者」といいます。）について時間給額に直接作業時間数を乗じた額とします。

なお、時間給額については、原則、健康保険等級に基づく人件費単価とします。時間給額が６，０００円を超える場合は、６，０００円を限度とします。（研究関係従事者の、補助対象期間中の補助対象直接作業時間が１，８００時間以内となる計画を作成するものとします。）

ただし、現在事業を営んでいない個人、又は【参考３】中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業における直接人件費の計算に係る実施細則（P.67参照）では算定が不可能、若しくは時間給額が２，５００円未満となる個人事業主の場合には、時間給額を２，５００円とします。

（注）「研究開発」とは、以下のとおりとします。

研究開発：事物・機能・現象などについて新知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求をいい、製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行われる活動も研究開発とします。

なお、研究開発業務とするもの及び研究開発業務の範囲と類似の業務で研究開発業務とはしないものの区分は、次のとおりとします。

〈研究開発業務とするもの〉

(1)研究所・研究部などで行われる本来的な活動（本来的な活動とは、研究に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などをいいます。したがって、研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活動も含みます。）

(2)研究所以外、例えば、生産現場である工場においては、上記(1) の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動。

〈研究開発業務としないもの〉

(1)生産の円滑化を図るために、生産工程を常時チェックする品質管理に関する活動及び製品、半製品、生産物並びに土壌・大気等の検査、試験、測定、分析

(2)パイロットプラント、プロトタイプモデルなどによる研究開発の域を脱して、経済的生産のための機器設備などの設計

(3)一般的な地形図の作成、あるいは地下資源を探すための単なる探査活動及び地質調査・海洋調査・天体観測などの一般的データ収集

(4)特許の出願及び訴訟に関する事務手続

(5)一般従業者の研修・訓練などの業務

＊　補助対象経費のうち、研究開発と密接に関連し、研究開発成果の事業化に当たり必要となる特許権の取得に要する経費を補助対象として希望する場合は、「特許取得計画書（別紙５）」により所要事項を記入のうえ、補助事業計画書に添付してください。

＊　区分の欄には、上記記入例のほか「構築物費」「その他経費」を計上できます。

＊　運送費、消耗品費は補助対象外としてください。

なお、機械装置費等の購入明細書等に運送費が含まれている場合については、補助対象経費に計上して差し支えありません。

また、消耗品の種類によっては原材料の一部と判断できる場合がありますので、必要な場合には事前にご相談下さい。

②資 金 調 達 内 訳

区　　分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
自　己　資　金	２０，０６２，９５０	
借　　入　　金	２０，０００，０００	○○銀行○○支店
補　　助　　金	１９，３４０，０００	
そ　　の　　他		
合　　計　　額	５９，４０２，９５０	

③補助金相当額の手当方法

※補助金の支払いは、原則として補助事業終了後の精算払いとなりますので、
補助事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要があります。

区　　分	補助金相当額(円)	資金の調達先
自　己　資　金	１４，３４０，０００	
借　　入　　金	５，０００，０００	○○銀行○○支店
そ　　の　　他		
合　　計　　額	１９，３４０，０００	

④補助事業の経理担当者の役職名・氏名

経理部長　　○○　○○

３．研究開発の成果

★記入に当たっての留意事項
この研究開発の成果として、どのようなメリットが得られるか（不良の減少・能率の向上・省力化・コスト低減・品質向上等）を産業財産権（工業所有権）の取得の可能性なども含めて具体的に記入してください。

４．研究開発の成果の事業化の計画
ビジネスプラン：別添３のとおり

５．外部の専門家による推薦
推薦書：別添４のとおり

６．研究開発に係る補助金又は委託費の交付を受けた実績等(申請中･申請予定を含む。)
(1)補助金交付実績
平成○○年度創造技術研究開発費補助金　補助金交付金額　１１，９００千円
テーマ名　「温度自動制御型金型の試作」　○○経済産業局
簡単な概要（最大１０行程度）
平成○○年度～平成○○年度
独創的○○○○○○制度　補助金交付金額　２０，０００千円
テーマ名　「○○○○○○○○○」　○○省
簡単な概要（最大１０行程度）

(2)委託費交付実績
平成○○年度課題対応技術革新促進事業　委託金額　１５，０００千円
テーマ名　「○○○○○○○○○」　中小企業総合事業団
簡単な概要（最大１０行程度）

(3)申請中（予定も含みます。）の補助金等
平成２０年度○○○○○○補助金　補助金申請金額　４，３００千円
テーマ名　「極低温用高強度プラスチック製品の開発」　○○○県
申請日　平成２０年○月○○日
簡単な概要（最大１０行程度）

※　経済産業省以外の省庁、独立行政法人、都道府県等からの交付案件等（開発テーマの異なる案件も含む）であっても記入してください。また、交付を受けた実績については、直近５年間のものを記入してください。

７．使用エネルギー削減量の見通し（技術区分が一般の場合は記入不要です。）

★記入に当たっての留意事項
技術区分で「省エネルギー」を選択した場合のみ記入してください。技術区分は、補助事業の技術分類がエネルギーで、かつ、使用エネルギー削減量が原油換算5,000KL/年以上なら省エネルギー、それ以外なら一般となります（P.12、P.36参照）。記入に当たっては、根拠又は出典を明示し、現在普及している生産プロセス、設備装置等と比較して、この研究開発で得られるであろう成果が普及した場合の２０１５年時点での使用エネルギーの削減量（原油換算）と削減率を具体的に記入してください。

(1)既存技術でのエネルギー使用量（Kl／年）

既存の技術では、○○状況下における○○のためには、○台の○○を用いている。

※どのような目的でどのような既存の技術でどれだけのエネルギーが使用されているかを根拠又は出典を明示し具体的に記入してください。

10kg×200日×1,000,000台×10％×1.3298 ＝265,960Kｌ／年

１日当たりのＬＰＧ使用量：10kg

年間稼動日数：200日

稼働台数：1,000,000台

市場占有率：10％

ＬＰＧの原油換算率：1.3298

(2)開発技術を用いた場合のエネルギー使用量（Kl／年）

○○の技術の実用化により、○○状況化における○○のためには、○○○できる○○○を用いることが可能となる。２０１５年では、○○を根拠として、○○台の○○○の利用が見込める。

※２０１５年時点で、どのような技術の実用化によりどのような製品がどれだけ普及し、エネルギー使用量がどうなるかを根拠又は出典を明示し具体的に記入してください。

9.5kg×200日×1,000,000台×10％×1.3298 ＝252,662Kｌ／年

１日当たりのＬＰＧ使用量：9.5kg

年間稼動日数：200日

稼働台数：1,000,000台

想定市場占有率：10％

ＬＰＧの原油換算率：1.3298

(3)エネルギー削減量（Kl／年）

（既存技術でのエネルギー使用量 － 開発技術を用いた場合のエネルギー使用量）

265,960Kｌ／年 － 252,662Kｌ／年＝13,298Kｌ／年

(4)エネルギー削減率（％）

（エネルギー削減量÷既存技術でのエネルギー使用量）

13,298Kｌ／年 ÷ 265,960Kｌ／年＝5%

※エネルギー源別標準発熱量一覧表（原油リッター換算）

エネルギー源		標準単位	同kcal換算	原油 l 換算
［石炭］				
石炭				
輸入原料炭	kg	29.0 MJ	6,928 kcal	0.7591
ｺｰｸｽ用原料炭	kg	29.1 MJ	6,952 kcal	0.7618
吹込用原料炭	kg	28.2 MJ	6,737 kcal	0.7382
輸入一般炭	kg	25.7 MJ	6,139 kcal	0.6727
国産一般炭	kg	22.5 MJ	5,375 kcal	0.5890
輸入無煙炭	kg	26.9 MJ	6,426 kcal	0.7041
石炭製品				
コークス	kg	29.4 MJ	7,023 kcal	0.7696
コークス炉ガス	Nm³	21.1 MJ	5,041 kcal	0.5524
高炉ガス	Nm³	3.41 MJ	815 kcal	0.0893
転炉ガス	Nm³	8.41 MJ	2,009 kcal	0.2201
［石油］				
原油				
原油	l	38.2 MJ	9,126 kcal	1.0000
NGL･ｺﾝﾃﾞﾝｾｰﾄ	l	35.3 MJ	8,433 kcal	0.9241
石油製品				
ＬＰＧ	kg	50.8 MJ	12,136 kcal	1.3298
ナフサ	l	33.6 MJ	8,027 kcal	0.8796
ガソリン	l	34.6 MJ	8,266 kcal	0.9058
ジェット燃料	l	36.7 MJ	8,767 kcal	0.9607
灯油	l	36.7 MJ	8,767 kcal	0.9607
軽油	l	37.7 MJ	9,006 kcal	0.9869
Ａ重油	l	39.1 MJ	9,341 kcal	1.0236
Ｃ重油	l	41.9 MJ	10,009 kcal	1.0968
潤滑油	l	40.2 MJ	9,603 kcal	1.0523
その他重質石油製品	kg	40.9 MJ	9,771 kcal	1.0707
オイルコークス	kg	29.9 MJ	7,143 kcal	0.7827
製油所ガス	Nm³	44.9 MJ	10,726 kcal	1.1753
［ガス］				
可燃性天然ガス				
輸入天然ガス(LNG)	kg	54.6 MJ	13,043 kcal	1.4292
国産天然ガス	Nm³	43.5 MJ	10,392 kcal	1.1387
都市ガス				
都市ガス	Nm³	44.8 MJ	10,702 kcal	1.1727
［電力］				
発電時－発電端投入熱量（発電効率39.98%）	kWh	8.81 MJ	2,105 kcal	0.2307
消費時－電力発生熱量	kWh	3.60 MJ	860 kcal	0.0942
［熱］				
消費時－蒸気発生熱量（100℃、1気圧、飽和乾蒸気）	kg	2.68 MJ	640 kcal	0.0701

（参考）１kcal = 4.18605kJ
総合エネルギー統計平成19年度版（資源エネルギー庁長官官房総合政策課編）より引用

（別紙２の別添１）

株　主　等　一　覧　表

（平成○○年○○月○○日現在）

会社名　○　○　○　○　株　式　会　社

《①株　　主》

株主氏名	住　　所	持株数	比　率	備　　考
㈱　○　○　○　○	○○県○○市○○　○－○	17,700	22.16	
×　×　×　×	○○府○○市○○○○○－○	17,020	21.28	
□　□　□　□	○○府△△市○○○○－○	10,530	13.16	
□　△　△　△	○○都○○区○○○○○－○○	10,000	12.50	○銀ﾍﾞﾝﾁｬｰｷｬﾋﾟﾀﾙ
○　×　□　△	○○県○○市△△町○○－○	5,900	7.38	
㈱　△　△　△　△	○○都○○区○○○○－○○	5,900	7.38	
×　○　△　□	静岡県○○市○○－○	5,790	7.24	
△　□　○　×	神奈川県○○○　○○○○	7,160	8.95	

（注）特定ベンチャーキャピタル（ベンチャー財団と基本約定書を締結したベンチャーキャピタル）が投資した場合は備考欄に記入してください。

《②法人株主等》

①の株主（出資者）のうち、法人株主について、以下の表に記入してください。

株主（出資）企業名	大企業・中小企業区分（○）を記入	資本金額	従業員数	主たる業種
㈱　○　○　○　○	大企業　・　[中小企業]	49,000千円	9　人	サービス業
㈱　△　△　△　△	大企業　・　[中小企業]	400,000千円	30　人	製造業

《③役　　員》

役　職　名	氏　　名	住　　所
代表取締役社長	○　○　○　○	○○県○○市○○○　○－○
代表取締役専務	○　△　△　△	○○県○○市○○町○○－○○
代表取締役専務	×　□　×　□	○○○県○○○市○○－○○
常 務 取 締 役	□　○　○　□	○○府○○市○○○－○
取　締　役	×　×　○　○	○○都○○区○○○○－○○
監　査　役	△　△　○　×	○○県○○○市○－○

《④役員の兼務》

③の役員が、他社の役員又は職員を兼務している場合は、以下の表に記入してください。

役員の氏名	企業名	大企業・中小企業 区分　（○）を記入	資本金額	従業員数	主たる業種	役職名
○○○○	㈱△△△△	大企業・中小企業	400,000千円	30 人	製造業	経営企画課長

（別紙２の別添２）

経　営　状　況　表

会社名　○○○○株式会社

（単位：千円）

期別 / 項目	第○○期 ○年○月○○日から ○年○月○○日	第○○期 ○年○月○○日から ○年○月○○日
売上高　A	1,640,382	1,861,412
経常利益　B	54,212	22,149
総資本　C	868,706	915,709
自己資本　D	278,507	280,396
流動資産　E	519,530	558,743
流動負債　F	395,949	426,863
総資本経常利益率 B×100 / C	6.2	2.4
売上高経常利益率 B×100 / A	3.3	1.2
自己資本比率 D×100 / C	32.1	30.6
流動比率 E×100 / F	131.2	130.9

※　本資料は、過去２期又は３期（決算期間が１年であるときは２期、半年であるときは３期とします。）の財務諸表により作成してください。
※　金額は、百円の位を四捨五入して千円単位で記入してください。率は、小数点第２位を四捨五入して小数点第１位まで記入してください。
※　貸借対照表、損益計算書を添付してください。
※　現在事業を営んでいない、設立間もない等の理由により上記の貸借対照表等財務諸表作成が困難な場合は、事前に各経済産業局等に相談してください。

（別紙２の別添３）

ビ　ジ　ネ　ス　プ　ラ　ン

ビジネスプランの概要について

1　新規性・独創性について
2　優位性・将来性について
3　社会性・経済性について

4　新産業創造戦略における戦略７分野との関連について
5　取引多様化について（下請事業者の場合のみ記入してください。）
6　市場性について ■主なターゲット・市場の規模 ■市場での競争力 ■売上げ及び利益計画
7　実現可能性について ■実施スケジュール ■実施場所 ■実施体制 ■リスクとその管理 ■ビジネスパートナー

《別紙２の別添３（ビジネスプラン）を記入する上での注意事項》

次のポイントに留意し、客観的なデータを用いて、具体的に記入してください。

＊　ビジネスプランの概要について

・業界状況、技術動向等の概要

・研究開発等を生かした、製品、サービスの具体的内容は何か

・当該製品、サービスが顧客に対してどのような便益を提供できるか

＊　新規性・独創性について

・従来の製品、サービスと比較してどのような点に新規性又は独創性があるか

・競合品、代替品と比べ、顧客に当該製品、サービスを選好させる特色がどのようにあるか

＊　優位性・将来性について

・競合する企業、製品、サービスに対し、持続的に競争優位性を確保できるものであるか

・当該製品、サービスを競合企業等からどのように防衛していくか

＊　社会性・経済性について

・当該製品、サービスは、どのような社会的ニーズを満たすものであるか

・経済的な波及効果（雇用の増加など）が高いものであるか

＊　新産業創造戦略における戦略７分野との関連について

・戦略７分野において、どのような位置づけとなるか

・戦略７分野の円滑な発展に資する要素技術となるものかどうか

（注）新産業創造戦略における戦略７分野は、次のとおりです。詳細については、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/press/0005221/）で確認することができます。

① 燃料電池

② 情報家電

③ ロボット

④ コンテンツ

⑤ 健康・福祉・機器・サービス

⑥ 環境・エネルギー・機器・サービス

⑦ ビジネス支援サービス

＊　取引多様化について（下請事業者の場合のみ記入してください。）

・現状の下請取引比率（＝親事業者との下請取引額（二次下請等間接取引を含む。）×100／全体取引額）は何％か（具体的に記入すること）

・当該製品・サービスにより、新たな販路開拓を図り、取引を多様化することができるものかどうか

・その結果、下請取引比率がどの程度低下するか

（注1）「下請事業者」とは、自企業より資本金又は従業者数が多い取引先から、

製品、部品等の製造又は加工を受託する者をいいます。

（注2）「親事業者との下請取引額」とは、自企業より資本金又は従業者数が多い取引先からの製品、部品等の製造又は加工の受託による取引額をいいます。

＊　市場性について

■主なターゲット・市場の規模

・対象とする市場規模はどの程度か（統計データ等により把握すること）

・ターゲットとする顧客層とそのニーズはどのように絞り込んだか

■市場での競争力

・既述の新規性、独創性、優位性、将来性を生かして、当該製品、サービスが競合製品、サービスと比較して、価格、品質、差別化、デザイン、販売等の面でどの程度の競争力を持ち、どの程度のシェアを獲得できるか

■売上げ及び利益計画

・予想売上高（提供価格、販売個数から算出）や収支計画、損益分析等の事業目標値はどうなっているか

＊　実現可能性について

■実施スケジュール

・５年後を目途にした事業の発展の段階について、どのようなシナリオを持っているか

・補助事業期間内（交付決定日から平成２１年３月３１日まで）の到達目標

■実施場所

・当該製品、サービスを提供するエリアをどれくらいの範囲で実施することを計画しているか

（例：都道府県内、首都圏、全国、海外等）

■実施体制

・事業の実施にあたって、どの程度の従業員数でどのような社内体制や企業間連携を構築するか

（例：社内におけるＲ＆Ｄ、販売、アフターサービス体制や部品等の調達能力、流通能力等）

■リスクとその管理

・事業目標値を達成するための課題（不確定要素や阻害要因）はなにか

・競合する他社や製品、サービスに劣っている点はどこか

・そのような課題をどのように解決していくか

■ビジネスパートナー

・当該技術、サービスの事業化に当たって、協力を得ている（又は得ようとしている）専門家や外部公的機関及び取引や協力関係を予定している他企業などはあるか

・あるとすれば、取引や協力関係の内容はなにか

（別紙２の別添４）

推　　薦　　書

平成○○年○○月○○日

○○経済産業局長殿

（沖縄県の場合は、「内閣府沖縄総合事務局長殿」）

※補助事業の主たる実施地を所轄する経済産業局等の名称を記入します。

推　薦　者　住　所　〒100-9990
東京都千代田区○○○3-6-6
氏　名　○○　○○　印
電　話　○○－○○○○－○○○○
ＦＡＸ　○○－○○○○－○○○○
E-Mail ○○○○@○○○○

中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業に下記１が下記２について申請するに当たり下記３のとおり推薦します。

記

１　申請者

○○○○株式会社　代表取締役　○○○○

２　研究開発題目

複合材料のプレス成形法に関する研究

３　推薦理由

※ビジネスプランに記載されている事業の新規性や独創性などがどのような点で優れており事業化可能性が高いと判断して推薦を行うのかを具体的に記入してください。また、推薦者が研究開発成果の事業化に関わっていく場合は、どのような点で補助事業者をサポートしていくのかを記入してください。

４　推薦者の履歴

生年月日：昭和○○年○○月○○日（満○○歳）

（学　　歴）

昭和５０年　３月　　○○大学経営学部卒業

（職　　歴）

昭和５０年　４月　　株式会社○○銀行勤務
平成　８年　４月　　○○コンサルタント株式会社勤務
平成１１年１０月　　○○経営相談事務所代表

（資　　格）

平成　３年　４月　　中小企業診断士１２３○○○号（工鉱業）

※　補助事業として行う研究開発及びその成果の事業化に当たって補助事業者をサポートし、かつ、ビジネスプランから事業化可能性を評価できる知見を有すると申請者が判断する者（例えば、中小企業診断士や大学の研究者など）であって、申請者と雇用関係がない外部の専門家からの推薦を得てください。
※　推薦書の添付は必須となりますので、ご留意下さい。
※　推薦者本人の捺印が必要です。

別 紙 3

技 術 導 入 計 画 書

申請者住所　東京都千代田区○○1-3-3
氏名　○○○○株式会社
代表取締役　□□　□□

技術の提供者	住所　○○県○○市△△△－△△	
	氏名　○○　○○	
技術の指導者	住所　○○県○○市□□□－○○○	
	氏名　○○　○○	（略歴別添）
技術指導を受ける者	氏名　○○　○○　、　○○　○○　、　○○　○○	
技術の種類及び名称 産業財産権（工業所有権）の場合は、その種類、許可年月日、許可番号を含みます。		熱可塑性樹脂と金属板を圧着させるための各種条件の指導
契約（予定）日		平成○△年□月□□日 ※交付決定日以降となるようにしてください。
契約実施期間（始期及び終期）		平成○△年○月○△日～○×年△月□○日 ※補助事業期間内となるようにしてください。
契約金額･支払方法及び期日		総額　２，１００，０００円 平成○△年○月×○日　銀行振込 平成○×年×月□△日　銀行振込
技術導入の方法		基本設計及び試験時に指導者本人より提言を受ける。
技術の概要		熱間プレス成形の際の温度、圧力等の諸条件の確立及び自動制御装置の構造設計の指導を受ける。
当該研究開発における技術導入の役割		樹脂と金属を圧着させるためには、温度、圧力等との条件を設定することが重要な要素となる。また、圧着からプレス成形までの一工程化を制御する装置を作るには、送り速度、荷重等の最適な条件を求める必要がある。

※　様式が用紙１枚に収まるよう記入してください。

（別紙３の別添）

履　　歴　　書

氏　　名：○　○　○　○

氏名明記のこと

生年月日：昭和　年　月　日生（○○歳）

現 住 所　○○県○○市□□□－○○○

（学　　歴）

昭和５０年３月　　○○大学理化学科卒業

（職　　歴）

昭和５１年　４月　　工業技術院○○○○研究所研究員

平成　元年　７月　　工業技術院△△××○試験研究所第３課長

平成　８年１０月　　工業技術院△△××○試験研究所第３部長

平成１１年　４月　　○○○工業試験所△△部長

（資　　格）

平成１２年　１月　　技術士　科学技術庁登録第○○×△号（化学部門）

（注）履歴書は、別紙３の技術導入を受ける場合の指導者の参考資料として必ず提出してください。

別 紙 4

支援機関への研究開発委託に係る計画書

申請者住所　東京都千代田区○○1-3-3

氏名　○○○○株式会社

代表取締役　□□　□□

委託する支援機関の概要	所在地　○○県○○市△△△－△△	
	名　称　○○工業技術センター	
	事業内容　※支援機関の事業内容を記入してください。 ※事業内容が分かるパンフレットを添付してください。	
研究開発委託の内容	※技術課題の解決のために、支援機関に委託する研究開発の内容について記載してください。	
研究開発委託の必要性	※技術課題の解決のために、支援機関に研究開発の一部を委託する必要性、及び全体計画に対する位置づけを明確に記入してください。 ※計画書の別紙２　２．(4)②今後行おうとする研究開発の内容、規模及び方法（P.19、P.39参照）との関連性について記入してください。	
研究開発の委託期間（始期及び終期）	平成○△年○月○△日～○×年△月□○日 ※補助事業期間内となるようにしてください。	
委託金額	総額　３，１５０，０００円 平成○△年○月×○日　銀行振込 平成○×年×月□△日　銀行振込	

※　様式が用紙１枚に収まるよう記入してください。

別 紙 5

特 許 取 得 計 画 書

取得予定技術の題名	○○の環境下における△△の超精密加工技術
取得に関する責任者の団体名・役職名及び氏名（弁理士の場合は登録番号及び氏名）	○○特許事務所　弁理士　○○　○○ 登録番号　○○○○○
取得に要する経費の総額・支払方法及び期日	総額　５４１，０００円 平成○△年○○月○○日　銀行振込
取得に要する経費のうち補助対象として希望する金額	総額　５００，０００円 （取得に要する経費のうち、①出願手数料　②審査請求手数料　③特許料　④拒絶査定に対する審判・訴訟関連経費　は除いて記入してください。 また、補助対象となるのは、補助対象経費総額の３分の１以内です。）
取得予定技術の概要	この技術は、従来では○○の環境下において非常に加工効率が低下していた△△の超精密加工について、××・○□とを○×させることにより発生する△□効果を用いることにより、加工効率を大幅に改善するためのものである。
取得予定技術と補助事業との密接な関連性に関する説明	補助事業の成果である「複合材料のプレス成形技術」と共に、当該取得予定技術の製造工程への導入は、加工効率の大幅な向上を可能とし、当該事業の成果の事業化に必要不可欠であることから、上記技術は補助事業との密接な関連性を有するものである。
出願（取得）済みの場合は登録番号及び出願（取得）日	登　録　番　号 出願（取得）日　　年　　月　　日

「特許取得計画書」に係る証明

私は、○○株式会社　代表取締役　○○　○○が取得を計画している上記の取得予定技術について、下記の条件を満たすものであることを証明します。

記

・補助事業期間内に確実に出願手続きが完了するものであること。
・取得予定技術と補助事業が密接な関連性を有していること。

平成２０年○月○○日

○○経済産業局長　殿
（沖縄県の場合は、「内閣府沖縄総合事務局長殿」）

弁理士　氏　　名　　○○　○○　　印
登録番号　　○○○○○
住　　所　　○○県○○市○○　○－○
電話番号

《別紙５を記入する上での注意事項》

＊　採択され交付申請書を提出するときには、弁理士の証明が必要です。

＊　複数の特許権取得を計画する場合は、各項目内で番号を付して区別してください。

＊　取得に要する経費の内訳が確認できる書類及び内訳金額の根拠となる書類（特許事務所の基準価格表等）を添付してください。

＊　出願（取得）済みの場合は、当該手続きが確認できる資料を添付してください。

＊　様式が用紙１枚に収まるよう記入してください。（書ききれない場合は別紙に記入することができますが、採択され交付申請書を提出するときには、証明者による割印等、別紙５の別紙であることがわかるようにしてください。）

Ⅴ 資　料

過去における申請件数及び採択件数

年　度		申　請　件　数	採　択　件　数
平成１６年度		６７８　件	２２２　件
平成１７年度		６８７　件	１６４　件
平成１８年度	第１回	４２５　件	１０４　件
	第２回	２９４　件	２４　件
平成１９年度		４３７　件	７７　件

参　考

【参考１】

中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち事業化支援事業について

支　援　内　容

中小企業者等が行う事業化活動（知的財産取得、販路開拓、システム構築等）に要する経費の一部を補助するとともに、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティングを一体的に実施します。

交 付 元　　独立行政法人中小企業基盤整備機構
助成金額　　100万円～500万円
助 成 率　　1/2以内

募　集　期　間

未定

問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 新事業支援部 資金助成室 TEL:03-5470-1539

【参考２】

中小企業技術革新（ＳＢＩＲ）制度による事業化支援について

本補助金（委託費）は、『中小企業技術革新（ＳＢＩＲ）制度』において平成２０年度予算も引き続き「特定補助金等」として指定される見込みのものであり、「特定補助金等」に指定された補助金等を交付された中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に、以下の支援措置の特例等を受けることができます。

特許料等の軽減措置

本補助金（委託費）を受けて行う研究開発の成果に関連する特許を取得する場合、研究開発終了後２年以内に出願されるものについて、以下の料金を１／２に軽減する制度を利用することができます。

・審査請求手数料
・１～３年目の特許料

詳しくは経済産業省産業技術政策課又はお近くの地方経済産業局等にお尋ね下さい。
（経済産業省産業技術政策課：03-3501-1773）

中小企業信用保険法の特例

新事業開拓保険制度について、債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別枠などの措置を講じます。

		一般中小企業者	特定補助金等を活用した中小企業者
債務保証限度額	個人・法人	２億円	３億円
	組　合　等	４億円	６億円
うち無担保枠		５千万円	７千万円
うち無担保・第三者保証人不要枠		―――	２千万円

※　また、「産業活力再生特別措置法」に基づき、上述措置に加え、以下の保険限度額の別枠化（経営資源活用関連枠）が図られています。

具体的には、当該中小企業者等の一般的な必要資金以外に特定補助金等の成果を活用して行う事業に必要な資金対象とした別枠を以下の通り設けています。

・普通保険　　通常２億円　＋　別枠２億円（組合は４億円＋４億円）
・無担保保険　　通常８，０００万円　＋　別枠８，０００万円
・特別小口保険　通常１，２５０万円　＋　別枠１，２５０万円

詳しくは全国信用保証協会連合会又は各都道府県信用保証協会にお尋ね下さい。
（全国信用保証協会連合会：03-3271-7201）

中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社からの投資対象について、

－資本の額が３億円を超える株式会社を設立する場合

－資本の額が３億円を超える株式会社が事業活動を実施するために必要とする資金の調達をする場合

であっても投資を受けることができるようになります。

詳しくは中小企業投資育成株式会社にお尋ね下さい。

（東京社：03-5469-1811、名古屋社：052-581-9541、大阪社：06-6341-5476）

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例（産業活力再生特別措置法に基づく措置）

貸与機関が実施する小規模企業設備資金制度の貸付割合を２分の１から３分の２に拡充します。

詳しくは、（財）全国中小企業取引振興協会（03-5541-6688）又は各都道府県等中小企業支援センターにお問い合わせください。

中小企業金融公庫の特別貸付制度

制 度 名：新事業活動促進資金

貸付対象：特定補助金等の交付を受けて研究開発した技術を利用して行う事業

資金使途：貸付対象事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金

貸付利率：基準利率（用地費を除く設備資金については、２．７億円を限度として特別利率①）

貸付期間：設 備 資 金　２０年以内（据え置き期間は２年以内）

長期運転資金　　７年以内（据え置き期間は３年以内）

詳しくは中小企業金融公庫にお尋ね下さい。

（中小企業金融公庫　東京相談センター　：03-3270-1260

名古屋相談センター：052-551-5188

大阪相談センター　：06-6345-3577

福岡相談センター　：092-781-2396）

※　「産業活力再生特別措置法」の適用は、平成２７年度末までの間の措置となっております。

※　上記の支援措置は、補助金（委託費）審査とは別に各支援機関の審査を必要とします。

※　ＳＢＩＲ制度についての詳細はインターネットによる施策紹介

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/19fy/index.html

又は、中小企業庁技術課（０３－３５０１－１８１６）にお問い合わせ下さい。

【参考３】

中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業における
直接人件費の計算に係る実施細則

この細則は、中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業に係る直接人件費の計算について、事務の効率化や計算事務の煩瑣性の排除といった観点から、健康保険等級を使用した直接人件費の計算に係る必要な事項を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

なお、本実施細則で規定する労務費単価一覧表（別表）は毎年４月１日をもって見直すこととする。

１．直接人件費の積算における原則

（１）補助事業における直接人件費は、次項に規定する方法により算定した直接人件費単価（円／時間）に、直接作業時間数を乗じて算出する。

（２）補助対象となる研究関係従事者について

補助対象となる直接研究開発に関与する者とは、臨時雇用者も対象とするが、必ず、雇用契約が結ばれている者とすること。

（３）時間外労働時間に伴う賃金が支給されない者については、当該企業の就業規則等に定める所定労働時間の範囲で実施した研究時間をもって、直接作業時間とする。

２．直接人件費単価の計算方法

（１）直接人件費単価の算定方法

本事業における直接人件費の算出基礎となる直接人件費単価の算定については、一部の給与形態の者を除き、原則として直接人件費単価一覧表（別表）に基づく等級単価を適用することとし、以下のとおり取り扱う。

雇用関係	給与	等級単価の適用	直接人件費単価の算定
健保等級適用者（A）		適用される	健保等級により該当する等級単価
健保等級適用者以外の者（B）	年額	適用される	「年額範囲」により該当する等級単価
	月額	適用される	「月額範囲」により該当する等級単価
	日額	適用されない	等級単価を適用せず、個別に日額を所定労働時間で除して算出した額とする
	時給	適用されない	等級単価を適用せず、個別の時給額とする

直接人件費単価一覧表の具体的な適用は、以下のとおりとする。

次の各号に定める分類に応じ、当該各号に定める方法により計算した金額を直接人件費単価とする。

なお、役員報酬を支給されている者については、健保等級適用者以外の者（Ｂ）として取り扱う。

①健保等級適用者（Ａ）

次の各要件の全てを満たす者の直接人件費単価については、健保等級により該当する等級単価を使用する。

・健康保険料を徴収する事業主との雇用関係に基づき、当該補助事業に従事する者。ただし、日額または時給での雇用契約者においては、健保等級適用者以外の者として取り扱う。
・健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者。
・賞与が年１～３回まで支給されている者。

②健保等級適用者以外の者（Ｂ）

健保等級適用者以外の者の直接人件費単価については、その給与形態に応じて、以下の ａ）、ｂ）、ｃ）又はｄ）により取り扱う。

この取扱いにおいて等級単価を適用する場合は、それぞれの年収（当該従事者に対する年間支給実績額の合計）等を基礎として、別表、年額又は月額の範囲により該当する等級単価を適用する。

なお、賞与の取扱いについては(２)④によることとする。

a）給与が年額で定められている者については、別表中の「年額範囲」により該当する等級単価。
b）給与が月額で定められている者については、別表中の「月額範囲」により該当する等級単価。
c）給与が日額で定められている者については、別表に依らず、日額を約束された就業時間で除した金額。ただし、１日単位で補助事業に従事している場合には、当該日額を似て１日当たりの直接人件費単価とすることができる。
d）給与が時給で定められている者については、当該時給を似て直接人件費単価とする。

（２）健保等級適用者以外の者の取扱細則

（２）－１．等級単価を適用する者

前記(１)②ａ）及びｂ）の者に係る年額及び月額の算定については、以下のとおり取り扱う。

①算定に含む金額（健康保険の報酬月額算定に準ずる）

基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、残業手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休業手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬の内給与相当額など金銭で支給されるもの。

※賞与については支給回数に関わらず、この算定に含む。後記④参照。

②算定に含まない金額

解雇予告手当、退職手当、結婚祝金、災害見舞金、病気見舞金、年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、家賃、地代、預金利子、株主配当金、大入袋、出張旅費、役員報酬（給与相当額を除く）など。

③通勤手当の取扱

年額又は月額適用者の通勤手当に含まれる消費税及び地方消費税額（以下、「消費税」という）については除外しない。

なお、月額適用者の通勤手当は１ヶ月あたりの額とする。

④賞与の取扱

(ア)補助期間内に支給される賞与を加算することができる。

(イ)年額又は月額適用者の加算の方法として、給与明細や給与証明の確認による賞与については、上期（４月～９月）又は下期（１０月～３月）の期間内にそれぞれ支給されることが確定している額を各期間の月額に加算できる。この場合の年額適用者は、月額に換算して適用する。

・年額に加算できる賞与の額：年間賞与（年間賞与の合計額が確定している場合）

・月額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月（１円未捨）

（２）－２．等級単価を適用しない者

健保等級適用者以外の者のうち、日額及び時給適用者については、直接人件費単価一覧表（別表）の直接人件費単価を適用せず、雇用契約書や給与規程等により規定されている日額又は時間単価による個別単価を原則適用する。

①通勤手当の取扱

日額及び時給適用者に係る通勤手当については、日額又は時給に通勤手当相当額が含まれるものとみなし、別途支給分の加算は行わない。

②賞与の取扱

前記（２）－１．④(ア)について、同様の扱いとするほか、以下にて取り扱う。

日額又は時給に加算できる明確な賞与とは、給与明細等に賞与として額が明示され、支給されることが確定している場合をいう。

・日額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月÷２１日（１円未満切捨）

・時給に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月÷２１日÷所定就業時間（１円未満切捨）

（３）直接人件費単価の適用方法

前記(１)①及び(２)－１．の等級単価適用者について、直接人件費単価一覧表（別表）に適用する等級又は給与の基準月を定める必要があるが、以下の方法により決定する。

①当該月に適用される健保等級又は当該月に支給された給与に基づき算定された直接人件費単価を適用する。

②健保等級の変更（定時決定や随時改定による）又は給与に改定があった場合は、その改定月から改定後の健保等級又は給与により算出した直接人件費単価を適用する。

(ａ)定時決定は被保険者標準報酬決定通知書の適用年月を適用する。

(ｂ)随時改定は被保険者標準報酬改定通知書の改正年月を適用する。

（４）直接人件費単価の証明

前記(３)①～②の健保等級又は給与について、給与担当課長等の証明を要する。別添様式１（健保等級証明書）又は様式２（給与証明書）により、証明する健保等級又は給与については、実績を証明させるものとする（証明書の日付は補助事業期間の最終日以降～実績報告書の

提出日までの間の日付とする）。ただし、給与明細などにより給与が確認でき

る場合、当該証明書の提出は不要とする。

直接人件費の確定に当たっては、次の書類を活用して照合を行う必要がある。

・健保等級適用者については、健保等級証明書（被保険者標準報酬決定通知書、同改定通知書。被保険者標準報酬月額保険料額表及び給与明細。）。
・健保等級適用者以外の者は、給与証明書（給与明細、従事者毎の雇用に関する契約書。）。
・給与台帳、研究業務日誌、就業規則、就業カレンダー、タイムカード、出勤簿等。

（５）直接人件費単価の上限額

直接人件費を算出する場合の直接人件費単価は、健保等級単価表に記載された等級単価（６，０００円）を上限とする。

※上記(４)に記載されている様式１（健保等級証明書）、様式２（給与証明書）については、申請時には提出不要のため、省略します。

（別表）

平成２０年度　直接人件費単価一覧表

（平成２０年４月１日適用）

（単位：円）

健保等級適用者	等級単価(時間単価)	健保等級適用者以外の者					
		年額範囲			月額範囲		
健保等級	／1H	以上	～	未満	以上	～	未満
1	410		～	1,013,040		～	84,420
2	490	1,013,040	～	1,173,840	84,420	～	97,820
3	570	1,173,840	～	1,334,640	97,820	～	111,220
4	650	1,334,640	～	1,495,440	111,220	～	124,620
5	730	1,495,440	～	1,624,080	124,620	～	135,340
6	790	1,624,080	～	1,720,560	135,340	～	143,380
7	840	1,720,560	～	1,833,120	143,380	～	152,760
8	890	1,833,120	～	1,961,760	152,760	～	163,480
9	950	1,961,760	～	2,090,400	163,480	～	174,200
10	1,020	2,090,400	～	2,219,040	174,200	～	184,920
11	1,080	2,219,040	～	2,347,680	184,920	～	195,640
12	1,140	2,347,680	～	2,492,400	195,640	～	207,700
13	1,210	2,492,400	～	2,653,200	207,700	～	221,100
14	1,290	2,653,200	～	2,814,000	221,100	～	234,500
15	1,370	2,814,000	～	2,974,800	234,500	～	247,900
16	1,450	2,974,800	～	3,135,600	247,900	～	261,300
17	1,530	3,135,600	～	3,376,800	261,300	～	281,400
18	1,640	3,376,800	～	3,698,400	281,400	～	308,200
19	1,800	3,698,400	～	4,020,000	308,200	～	335,000
20	1,960	4,020,000	～	4,341,600	335,000	～	361,800
21	2,120	4,341,600	～	4,663,200	361,800	～	388,600
22	2,270	4,663,200	～	4,984,800	388,600	～	415,400
23	2,430	4,984,800	～	5,306,400	415,400	～	442,200
24	2,590	5,306,400	～	5,628,000	442,200	～	469,000
25	2,740	5,628,000	～	5,949,600	469,000	～	495,800
26	2,900	5,949,600	～	6,351,600	495,800	～	529,300
27	3,100	6,351,600	～	6,834,000	529,300	～	569,500
28	3,330	6,834,000	～	7,316,400	569,500	～	609,700
29	3,570	7,316,400	～	7,798,800	609,700	～	649,900
30	3,800	7,798,800	～	8,281,200	649,900	～	690,100
31	4,040	8,281,200	～	8,763,600	690,100	～	730,300
32	4,280	8,763,600	～	9,246,000	730,300	～	770,500
33	4,510	9,246,000	～	9,728,400	770,500	～	810,700
34	4,750	9,728,400	～	10,210,800	810,700	～	850,900
35	4,980	10,210,800	～	10,693,200	850,900	～	891,100
36	5,220	10,693,200	～	11,175,600	891,100	～	931,300
37	5,450	11,175,600	～	11,738,400	931,300	～	978,200
38	5,730	11,738,400	～	12,381,600	978,200	～	1,031,800
39	6,000	12,381,600	～	13,024,800	1,031,800	～	1,085,400
40	6,000	13,024,800	～	13,748,400	1,085,400	～	1,145,700
41	6,000	13,748,400	～	14,552,400	1,145,700	～	1,212,700
42	6,000	14,552,400	～	15,356,400	1,212,700	～	1,279,700
43	6,000	15,356,400	～	16,160,400	1,279,700	～	1,346,700
44	6,000	16,160,400	～	16,964,400	1,346,700	～	1,413,700
45	6,000	16,964,400	～	17,929,200	1,413,700	～	1,494,100
46	6,000	17,929,200	～	18,894,000	1,494,100	～	1,574,500
47	6,000	18,894,000	～		1,574,500	～	

※上記等級単価には、一切の消費税・地方消費税を含みません。